○経済産業省告示第五十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	凝灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	ろう石鉱業	
十五	ドロマイト鉱業	
十六	長石鉱業	
十七	けい石鉱業	
十八	天然けい砂鉱業	
十九	石灰石鉱業	
二十	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
二十一	酸性白土鉱業	
二十二	ベントナイト鉱業	
二十三	けいそう土鉱業	
二十四	滑石鉱業	
二十五	他に分類されない鉱業	
二十六	造園工事業	
二十七	木造建築工事業	
二十八	建築リフォーム工事業	
二十九	とび工事業	
三十	土工・コンクリート工事業	
三十一	特殊コンクリート工事業	
三十二	鉄筋工事業	
三十三	タイル工事業	
三十四	コンクリートブロック工事業	
三十五	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）	
三十六	金属製建具工事業	
三十七	木製建具工事業	
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）	
三十九	防水工事業	
四十	解体・はつり工事業	
四十一	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）	
四十二	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
四十三	信号装置工事業	
四十四	一般管工事業	
四十五	給排水・衛生設備工事業	
四十六	その他の管工事業	
四十七	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）	
四十八	昇降設備工事業	
四十九	部分肉・冷凍肉製造業	
五十	肉加工品製造業	
五十一	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）	
五十二	その他の畜産食料品製造業	